

市民病院・ワンポイントクリニック ～気管支以外の喘息について～



内科 **朱 幸弘**

普通、喘息といえば気管支喘息を指しますが、「ゼイゼイ」といった呼吸が困難となる発作は、他の病気によって起こる場合もあります。

その1つは心臓喘息といわれる病気で、具体的には先天性の心疾患や心筋梗塞、慢性高血圧に伴う心臓肥大、さらには老化などを原因として、心臓のポンプ機能が低下し、重度の心不全となった状態をいいます。心不全の状態になると、肺から心臓に戻ってきた血液が再び全身に押し出されなくなり、肺に血液が溜ってしまい、肺がむくみ、気管支喘息に似たゼイゼイという発作が起こります。また、閉塞性の肺疾患の場合にも、症状が悪化するとやはりゼイゼイという発作が現れます。

そして大事なことは、気管支喘息と気管支喘息に似た症状を起こす病気とを見分けるのは一般の方はもとより呼吸器科以外の医師にとっても難しい場合があり、しかも両者の治療法は正反対の内容となるということです。

まず、気管支喘息の患者さんに対しては、水

分補給によって痰を柔らかくし、排泄しやすしたり、細くなった気管支を拡げる薬を点滴によって投与します。しかし、心臓喘息や閉塞性肺疾患の患者さんにそうした治療を誤って行ってしまうと、肺のむくみが進み、症状が悪化する危険性があります。

反対に、心臓喘息や閉塞性肺疾患の場合には、肺のむくみを取るために利尿剤を用いて、尿がたくさん出るようにするのが一般的ですが、気管支喘息の患者さんに利尿剤を投与すると脱水状態を招き、痰が硬くなって、切れが悪くなることで症状が悪化し、最悪の場合には窒息する恐れもあります。

このように、気管支喘息の場合と心臓喘息や閉塞性肺疾患などにより似たような症状を起している場合とでは、治療法が全く逆になりますので、素人判断を避け、呼吸器科の専門医の診察を受けることをお勧めします。

問合せ 市民病院☎24-6111

防災ラジオの配布申込みを開始します

市では、防災行政無線の放送内容が受信できる「防災ラジオ」を有償で配布します。普段はラジオとして使用でき、緊急時には自動的に緊急放送が流れます。

対象 防災行政無線が聞き取りにくい地域の世帯や事業所

※申込多数の場合抽選

配布台数 1世帯(1事業所)につき1台

負担額 1,000円

主な機能と特徴

- ・AM/FMラジオを聴いている時でも防災行政無線放送を自動受信
- ・電源はACアダプターと単三乾電池3本の2通りに対応
- ・LEDライトを装備

申込み 申込書に必要事項を明記し、11月20日(水)までに直接(電話申込不可)危機管理課又



は各市民活動センターへ。郵送、FAX又は電子メールでも受け付けます。申込書は危機管理課、各市民活動センターにあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

郵送の場合	〒355-8601松葉町1-1-58危機管理課
FAXの場合	22-7799
電子メールの場合	KIKIKANRIKA@city.higashimatsuyama.lg.jp

受渡し

- ・受渡しは1月末頃を予定していますが、納品状況により変更する場合があります。
- ・抽選結果、支払方法や受渡し場所などの詳細は、申込者に後日連絡します。

注意 防災行政無線の電波は総合会館の屋上から発信していますので、防災ラジオの受信状況は地域や建物の配置などによって異なります。

問合せ 危機管理課☎21-1405

個人住民税の特別徴収を徹底します

県と県内全市町村は、平成27年度までに全ての給与支払者(事業所)を特別徴収義務者に指定する準備を進めています。

個人住民税の特別徴収とは

給与支払者が毎月の給与から個人住民税を引き落とし、従業員に代わって市町村に納入する制度です。なお、給与支払者は所得税のように税額計算をする必要はありません。

対象 所得税の源泉徴収義務のある給与支払者
※詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。

特別徴収のメリット

- ・従業員は金融機関に出向いて納税する手間が省け、納期は年12回なので個人での納付に比べ1回当たりの負担が少なく済みます。
- ・従業員が10人未満の場合は年12回の納期を年2回にすることができます(要申請)。

問合せ 課税課☎21-1438

11月11日～17日は 税を考える週間

11月11日(月)～17日(日)は税を考える週間です。今年は「税の役割と税務署の仕事」をテーマに国税庁ホームページで諸施策について紹介しています。詳しくはホームページをご覧ください。

URL <http://www.nta.go.jp/>

問合せ 東松山税務署
☎22-10990

9 年末調整説明会

東松山税務署では、給与の支払が

ある事業者(法人及び個人)の方を対象に、平成25年分の給与所得者の年末調整説明会を行います。

とき 11月21日(木)

ところ 市民文化センター

対象	時間
東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町	午前10時～正午
東松山市、川島町、吉見町、鳩山町	午後2時～4時

※指定された時間に出席できない場合は他の時間に出席できます。

問合せ 東松山税務署

☎22-10990

10 ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭や父又は母に一定の障害がある家庭などの方が、保険診療を受けた場合に支払った医療費の一部を助成します。

対象 ひとり親家庭などの18歳到達後最初の3月31日までの児童(一定の障害がある場合は20歳未満まで)とその父又は母もしくは養育者

※申請者及び同居の扶養義務者の前年(1～6月)に申請の場合は前々年の所得により支給が制限される場合があります。

現在受給されている方へ

該当する方には通知しますので、11月29日(金)までに現況届を提出してください。児童扶養手当を受けている方や今年の7月以降に申請をした方は現況届の提出は不要です。

申請・問合せ 子育て支援課
☎21-1461

11 事業ごみの適切な処理に 協力ください

商店・事務所・飲食店などの事業活動に伴って出される包装紙やダンボールなどの紙ごみ、調理残飯からなる生ごみなどは事業系のごみであり、地域のクリーンステーションへ

は出せません。市の処理施設へ持ち込むか、市が許可する収集運搬業者に委託してください。

また、廃プラスチック類や金属くず等は産業廃棄物となり、市の施設への持込みができません。処分先が不明な場合などはお問い合わせください。

問合せ クリーンセンター
☎34-5550

12 小規模契約希望者登録

建物の修繕などの小規模な工事(130万円以下)の受注を希望する市内業者の登録を行います。現在、登録済の方も有効期間終了となりますので、新たに申請してください。

申請できる方 市内に主たる事業所(本店)があり、市税を完納している方

※市へ入札参加資格審査申請をされている方は申請できません。

受付期間 12月2日(月)～13日(金)(土・日曜日は除く)

有効期間 平成26年1月1日～平成27年12月31日(2年間)

※申請書は財政契約課で配布しています。また、市ホームページからダウンロードできます。

申請・問合せ 財政契約課
☎21-1445